## 国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(16経教規程第58号)の一部を次のとおり改正する。

現				改 正 案				備	考	
国立大学法人東京農工大学諸料金に関	関する規程	平成16年4月 16 経教 規程第5								
第1条~第15条 省 略			3	第1条	· ·∼第15条 省 略					
(家畜診療料金) 第16条第1項第1号 省 略 二 小動物の診療料金は、以下に定める。 れに1点の価格10円を乗じて得られた。		診療における総点数を計算し		第16 二	名言診療料金) 条第1項第1号 省 町 小動物の診療料金は、以 に1点の価格10円を昇	人下に定める点数		á該診療における総点数を計算し、こ		
項   目	点数	備考			項	目	点数	備考		
省略		_			省略 (現行どおり)			_		
────────────────────────────────────					検査料 省略(現行どおり)			_		
	330				組織診			次条に定める金額を10		
細胞診	<u>165</u>							で除した点数とする。		
省略					細胞診			次条に定める金額を10		
								で除した点数とする。		
2 前項に定める家畜診療料金の他、外部の金については、前項第2号に定める計算方法			<u>の料</u> _	2 削	省略(現行どおり) <u>  除</u>					
				( <u>病</u>	<u>理組織検査料金)</u>					
			-		<u>条の2</u> 3の者から、組織診及び約	田胞診の依頼があ	<u>った場合の</u> *	斗金については、次のとおりとする。		
					項 4月4学会	<u></u>		金 額		
					組織診 細胞診			<u>5,000 円</u> <u>2,500 円</u>		

## (入館料の額)

第17条 本学以外の者が、工学部附属繊維博物館に入館する場合に払う入館料の額については、 次のとおりとする。

X	分	料 金	備考
普通入館券	— 般	2 4 0 円	
百 地 八 略 分	大 学 生	120円	
団体入館券	一 般	180円	団体とは20名以上同時に入館希望
	大 学 生	100円	し、かつ、引率者のあるもの

2 前項の規定にかかわらず、特別入館証の交付を受けた者、65歳以上の者、身体障害者及び高校生以下の者については無料とする。

第18条~第22条 省 略

附 則 省 略

(入館料の額)

第17条 本学以外の者が、工学部附属繊維博物館(以下「博物館」という。) に入館する場合 に払う入館料の額については、次のとおりとする。

区分		料 金	備考
普通入館券	— 般	2 4 0 円	
百世八品分	大 学 生	120円	
団体入館券	— 般	180円	団体とは20名以上同時に入館希望
四个八品分	大 学 生	100円	し、かつ、引率者のあるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、特別入館証の交付を受けた者、65 歳以上の者、身体障害者及び高校生以下の者については無料とする。
- 3 博物館長は、開館記念日その他特に必要があると認める日を無料公開日とすることができる こととし、当該日については、入館料を徴収しない。

第18条~第22条 省 略(現行どおり)

附 則 省 略(現行どおり)

附 則(19経教規程第29号)

この規程は、平成19年10月24日から施行し、第16条第1項第2号の改正規定、第16条第2項を削除する改正規定及び第16条の次に一条を加える改正規定については、平成19年11月1日から、第1 7条第2項の次に一項を加える改正規定については、平成16年4月1日からそれぞれ適用する。